注1　1、7、21、23及び25の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

［削る］

2　［略］

3　2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付け、現用装置の番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。

4　3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　4の欄は、次によること。ただし、衛星基幹放送局等にあつては、記載を要しない。

［(1)　略］

(2)　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

6　5の欄は、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［(4)　略］

(5)　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。

(6)　発振コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(7)　終段部の真空管又は半導体コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(8)　電力束密度の欄は、申請する無線局の電波の発射により地表面に生ずる電力束密度を記載すること。

(9)　最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が15GHz以下の場合は当該搬送波のうち最大の電力密度の4kHz帯域幅を、15GHzを超える場合は最大の電力密度の1MHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を1Hz当たりにした値を記載すること。

［(10)・(11)　略］

7　6の欄は、次によること。

(1)　区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

(2)　［略］

［削る］

注1　※印を付けた欄は、記載しないこと。

2　1、20、22及び24の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

3　［同左］

4　2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付け、現用装置の番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。

5　3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

6　4の欄は、次によること。ただし、衛星基幹放送局等にあつては記載を要しない。

［(1)　同左］

(2)　時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。なお、テレビジョン中継に使用するための無線設備の場合は、映像及び音声の別にチャネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては電話通信路に換算した数を記載することができる。

7　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［(4)　同左］

(5)　変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(6)　発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(7)　終段部の真空管又は半導体コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(8)　電力束密度の欄は、申請をする当該人工衛星局（宇宙局を含む。以下同じ。）の電波の発射により地表面に生ずる電力束密度を記載すること。

(9)　最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が15GHz以下の場合は当該搬送波のうち最大の電力密度の4kHz帯域幅を、15GHzを超える場合は最大の電力密度の1MHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭（せんとう）電力を1Hz当たりにした値を記載すること。

［(10)・(11)　同左］

8　［同左］

［新設］

(1)　［同左］

(2)　通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。